

月収額の計算のしかた

月収額を計算する前に次のことを確かめてください。

- (1) あなたの同居または同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- (2) あなたの総収入金額、または総所得金額は？
- (3) あなたの世帯の収入が基準にありますか？

(1)同居親族、扶養親族とは？

入居しようとする親族(本人を除く)および、入居しない遠隔地扶養親族のことをいいます。(家族を不自然に分割または合併した場合には申込みできません。)

(2)あなたの総収入金額、または総所得金額がいくらであるか調べましょう。

あなたは、給与所得者ですか？年金所得者ですか？その他の所得者(事業所得者等)ですか？

給与所得とは

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。
たとえば、会社員、店員、パート、日雇労働者、事業専従者などの収入をいいます。
給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし、非課税所得は含みません。)

年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。
たとえば老齢年金、退職年金をいいます。
その他、法律により非課税とされている各種年金(障がい年金、遺族年金、福祉年金等)については、所得は0円としてください。

その他の所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。
たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

注意事項

- ① 所得としないもの 生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得※については所得0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合 申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職、無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ③ 勤務することが
確実な方の場合 勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
- ④ 求職中の場合 申込み末日時点で職の決まっていない方は、収入を0円として計算してください。
- ⑤ 無職無収入の場合 高齢や身体に障がいのあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職無収入(収入は0円)で申し込んでください。
- ⑥ 妊娠中で申し込む場合 妊娠中で申し込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除などの人数には含みません。

※次のものについては、所得金額に含みません。

- ・遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい者年金。
- ・雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。
- ・生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。

給与所得者の場合

前年中の年間総収入を
確かめましょう。

月収額の計算のしかた(その 1・
2)をご覧ください。

年金所得者の場合

一年間の年金額を確かめま
しょう。

月収額の計算のしかた(その 4)
をご覧ください。

その他の所得者の場合

前年中の年間総所得金額を確
かめましょう。

月収額の計算のしかた(その 3)
をご覧ください。

月収額の計算のしかた(その1)

給与所得者の場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

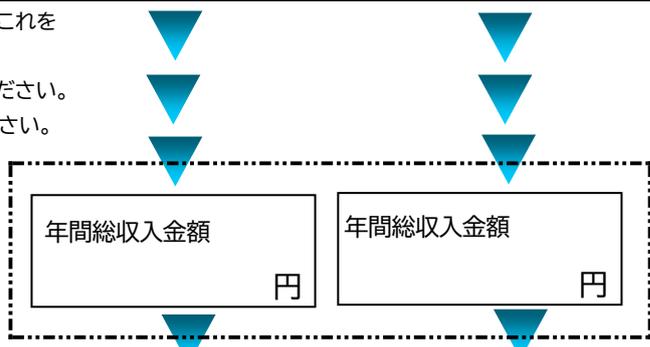
年間総収入の計算 する欄をみて計算してください。	あなたが仕事を始めた時期		計算のしかた
	1	現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
	2	現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
	3	現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月から申し込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申し込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = 1 \text{ 年間の推定総収入金額}$
	4	現在の勤務先に勤めてまだ1ヵ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与を12倍にした年間の推定総収入金額

※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを除いたうえ、上表3の計算のしかたで計算してください。

※「計算のしかた」3の賞与はすでに受給したものだけ計算に含めてください。

※転職することが確実な方は現在の職場における収入で計算してください。また、雇用されることが確実な方は、4により計算してください。

この金額を申込書に書き込んで下さい。

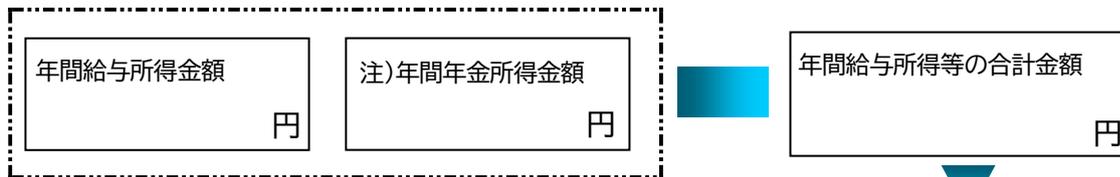


●総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額		
551,000円未満	年間給与所得 = 0		
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円	-最高10万円※	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与金額 = 1,069,000円	-10万円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与金額 = 1,070,000円		
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与金額 = 1,072,000円		
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与金額 = 1,074,000円		
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。		A × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満			A × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		A × 0.8 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円		
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円		

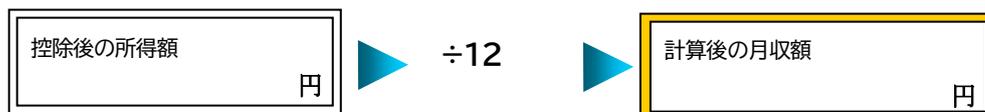


※10万円未満のときはその金額



●年間給与所得金額から次の控除額を差引いてください。

控除の種類		計 算 方 法	控 除 額
1	同居および扶養親族控除	〔入居しようとする親族(本人を除く)および遠隔地扶養親族〕 1人につき 38万円 × 人	円
2	老人控除対象配偶者控除	〔同一生計配偶者または、扶養親族が70歳以上である場合〕 1人につき 10万円 × 人	円
3	老人扶養控除		円
4	扶養親族控除	〔扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合〕 1人につき 25万円 × 人	円
5	障がい者控除	〔障がい者がいる場合〕 1人につき 27万円 × 人	円
6	特別障がい者控除	〔特別障がい者がいる場合〕 1人につき 40万円 × 人	円
7	寡婦控除	〔計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額〕 1人につき 最高27万 × 人	円
8	ひとり親控除	〔計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額〕 1人につき 最高35万円 × 人	円
			円



この金額を月収額の欄に記載します。

◆給与所得と年金所得の双方を有する者(双方の合計が10万円を超える場合)について、
10万円を超えた分を給与所得の金額から追加で控除します。

あなたの申込家族の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
ただし「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が158,000円を超え、
259,000円以下の方でも申込みできます。

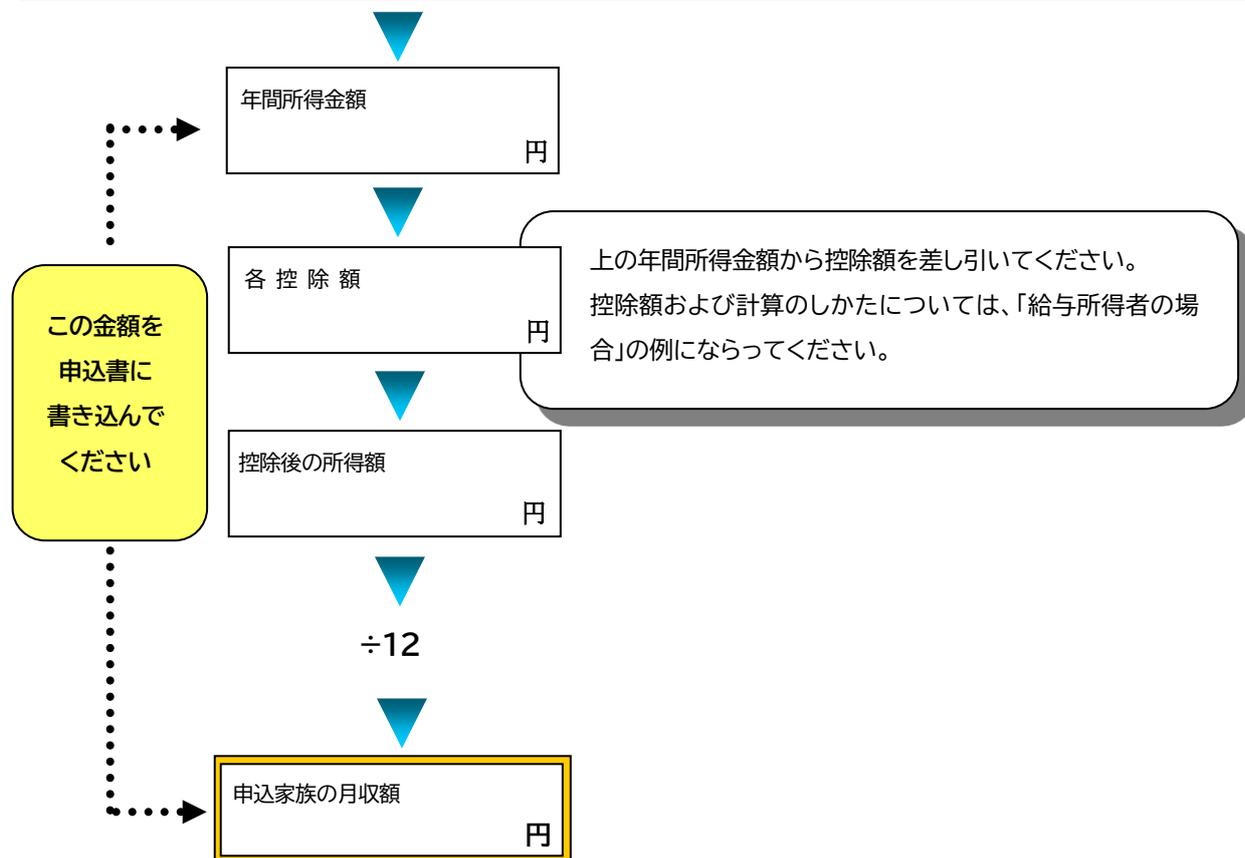
月収額の計算のしかた(その2)

日雇労働者などの場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

給与所得者として賃金をもらっている日雇の方は、「給与所得者の場合」により計算してください。
その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している方は、下の計算で行ってください。

年間所得金額の計算	1	前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
	2	前年1月2日以降に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額でもって計算する (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」の例にならってください。)



あなたの申込家族の月収額が 158,000 円以下であれば申込みできます。
ただし「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が 158,000 円を超え、
259,000 円以下の方でも申込みできます。

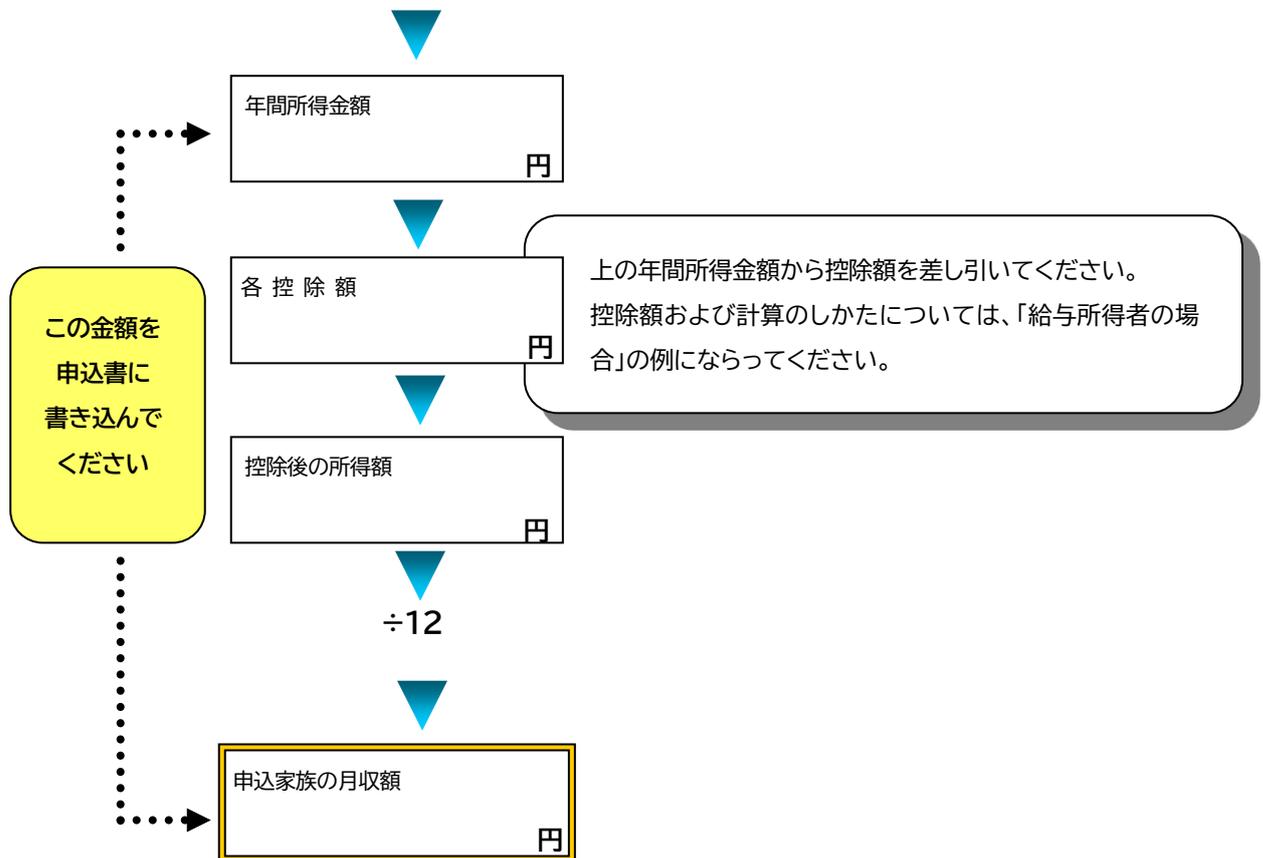
月収額の計算のしかた(その3)

その他の所得者の場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

年間所得金額の計算	開業等の時期		計算のしかた
	1	前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控えの所得金額) 所得金額=年間総収入金額-必要経費
2	前年1月2日以降に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する 〔収入期間のとり方などについては、「給与所得者の場合」の例にならってください。〕	

※注 申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは入居をお断りすることがあります。



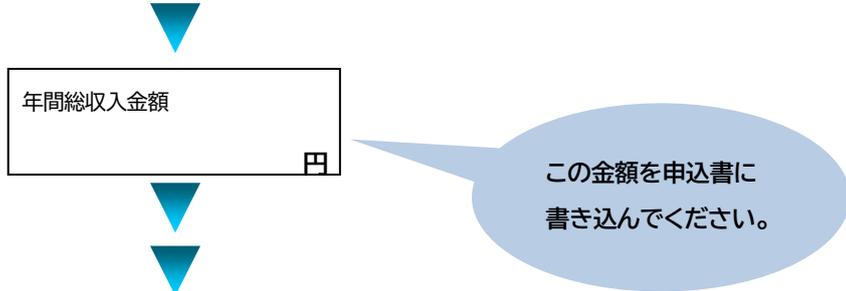
あなたの申込家族の月収額が 158,000 円以下であれば申込みできます。
ただし「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が 158,000 円を超え、259,000 円以下の方でも申込みできます。

月収額の計算のしかた(その4)

年金所得者の場合

●このページで月収額を計算してみましょう。

年間総収入の計算	1	引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 〔 2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、 その合計支払年金額 〕
	2	年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 〔 2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、 その合計支払年金額 〕

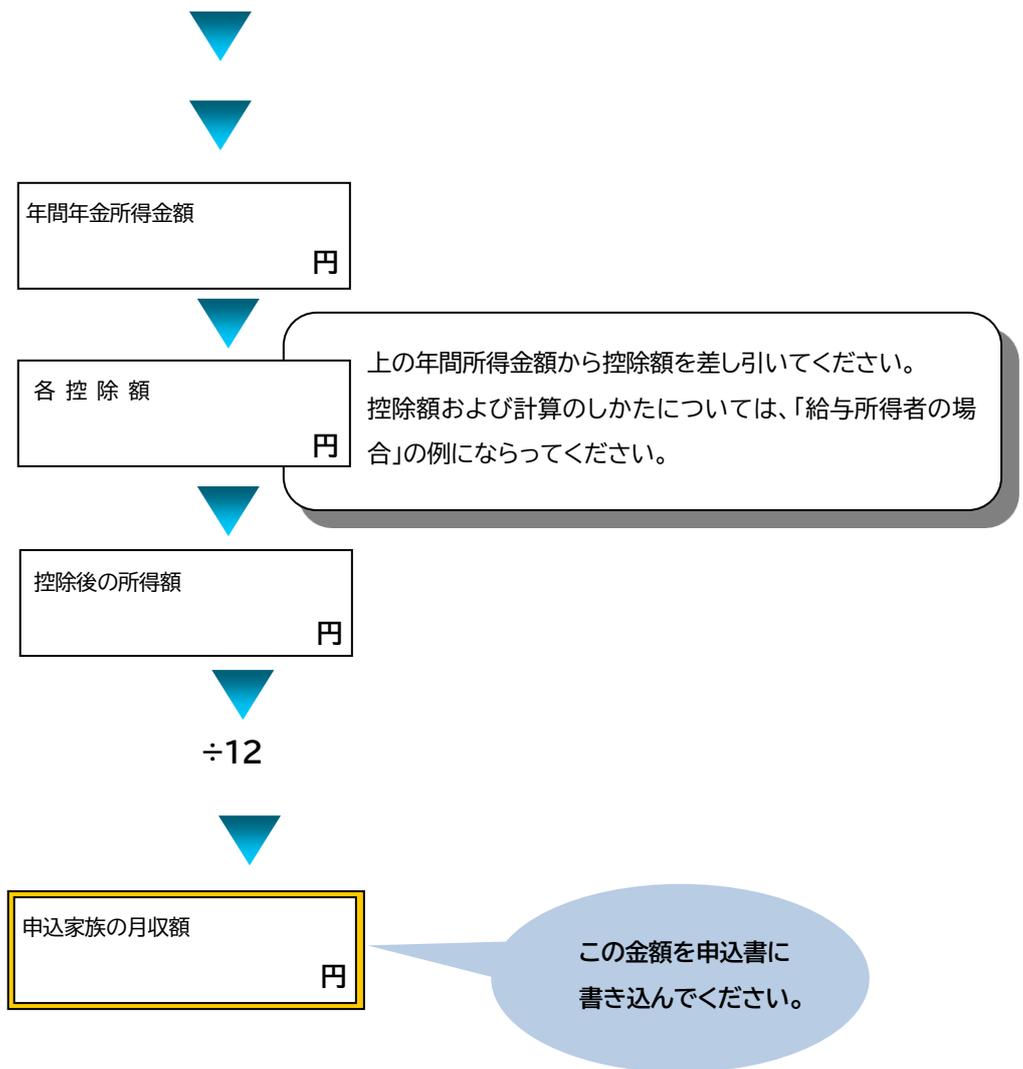


●年間総収入金額から年間の年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上	110万円以下	年間年金所得 = 0	
	110万円を超え～330万円未満	(A) - 110万円	-最高10万円※
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円	
64歳以下	60万円以下	年間年金所得 = 0	
	60万円を超え～130万円未満	(A) - 60万円	-最高10万円※
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	-10万円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	
	770万円以上	(A) × 0.95 - 145万5千円	

※10万円未満のときはその金額





【留意事項】

- ◆給与所得と年金所得の双方を有する者(双方の合計が10万円を超える場合)について、10万円を超えた分を給与所得の金額から追加で控除します。

あなたの申込家族の月収額が 158,000 円以下であれば申込みできます。
ただし「裁量世帯」に該当する方については、計算後の月収額が 158,000 円を超え、
259,000 円以下の方でも申込みできます。

控除額一覧表

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分を必ず控除して下さい。
 (例:5人家族の申し込みであれば、4人分)
- ② 特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。
 ※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

控除の種類		範囲	控除額 (1人につき、 年間)
①	同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族	38万円
② 特 別 控 除	老人控除対象 配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円
	老人扶養控除	扶養親族(配偶者を除く)で70歳以上の方	
	扶養親族控除	扶養親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	25万円
	障がい者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など 	27万円
	特別障がい者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により重度の知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など 	40万円
	寡婦控除	申込者本人または同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後、婚姻をしておらず、扶養親族がいる方 ・夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方 	最高 27万円
ひとり親控除	申込者本人または同居親族のうち、現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・生計を一にする子(その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)がいること ・合計所得金額が500万円以下であること 	最高 35万円	